

エケ・モンゴル時代における儒人戸の 差發（差役）免除について（下）

牧 野 修 二

The Exemption of Labor Tax for Chinese Ju-ren or Ju-hu in Great Mongol
Period

MAKINO Shuji

In the period of the Mongol Empire, Ju-ren儒人 (or Ju-hu 儒戸) had scholarly talent, so they were treated very well, and exempted from labor tax. In early times, namely under the rule of Emperor Ögüdei窩闊台, the privilege was given to family Ju-hu, but later, namely under that of Emperor Mönke蒙哥, to each person Ju-ren.

Key words : Ju-ren, labor tax
儒人, 差役・差發

目 次

はじめに

- 1 オゴタイ汗の丁酉（1237）年儒人免差發聖旨
- 2 羊児年秀才（儒人）免差發聖旨
- 3 王惲の「定奪儒戸差發事状」にみえる儒人戸免差發に関する諸聖旨（以上前号）
- 4 高智耀と儒人戸免差發
- 5 壬子年儒人免差發聖旨
- 6 羊児年秀才免差發聖旨の年次と意義
- 7 免差（發）対象と免差（發）内容
- 8 皇慶元年儒人免差特権の廃止
むすび

4 高智耀と儒人免差發

高智耀について纏まった記述は、元史一二五本伝と廟學典禮一秀才免差發条の後につけられた彼の事蹟に関する割注及び虞集撰、道園類稿二五重建高文忠公祠記につけられた彼の事蹟とである。この外に通制條格三儒人被虜条に一二六一年の彼の世祖クビライ汗への奏告が著けられてある。秀才免差發条の割注は恐らく

は高智耀の神道碑か墓誌によるもので、世祖末期から成宗初期の間に著されたものであろう。割注末尾に高智耀の子睿について「睿は今江南浙西道肅正廉訪使爲り」とあり、元史一二五高睿伝によれば睿がその職に遷ったのはその間のことと推測されるからである。また高智耀については杉山正明氏の詳細な研究があって教示されるところ多大である。以下これらによって高智耀が儒人免差に如何に関わっていたかを考察し、前

章で問題とした儒人免差兩聖旨の年次推定の手がかりとする。

高智耀は河西の人で、西夏の顯官の家に生まれ、西夏の進士であった。彼は初め僉判を授けられたが、大用されぬ中に西夏が滅びたため賀蘭山に隠れた。その後オゴタイ汗が河西故家の子孫を訪求するや、彼は衆に推薦されて側近に召し抱えられんとしたが辞退した。杉山氏はこの間のことについて元史礼楽志二制楽始末の項に「太祖初年、以河西高智耀言、徵用西夏舊樂」とあるのを引き、太祖は太宗の誤りと指摘した上で、高智耀が新帝オゴタイに滅亡したばかりの西夏の制楽を勧めて取り入れたことを紹介する。オゴタイ汗の第二子コタン（闊端、庫徳太子）が西涼に鎮し、人民を使役して駅舎を設置するや、西夏士人もまたこの役に附けられた。杉山氏によれば、コタンが舊西夏領を与えられて西涼府に本拠を据えたのは、一二三五年の一回目のクリルタイの結果と目されるとする。またコテン領内で儒者（西夏士人）も駅伝に徴用されたというのは、同年二回目のクリルタイでカラコルムを中心とする帝国全土の駅伝網整備が決定されたという事態に即応するという。然りとすれば、高智耀が西夏士人を代表してコタンに藩邸に謁して西夏士人の駅舎免役を得たのは一二三五～六年頃と見做してよいであろう。この免役令は廟学典禮一秀才免差發条の割注に

公遂言西州多士。昔皆給復。今置傳與編氓等。乞與蠲免。（庫徳）太子從之。公奉旨歸。

とあるのに見れば、皇帝聖旨ではなく、皇子コタンの旨即ち令旨であったと考えられる²³⁾。

その後一二五一年六月憲宗モンケ皇帝が即位するや、高智耀は再び儒人免差の事を以てこの度は北上してモンケ皇帝に奏陳した。この事について秀才免差發条の割注には次の如くある。

蒙克皇帝即位。公復以儒人差役事北上奏陳。儒者之所能三綱五常治國平天下。自古以來、用之則治。不可一日無者。故有國家、蠲其徭役以養成之。因備陳堯舜禹湯文武周公孔子之道有補於世、非區々技術者所能萬一。上曰、有是乎。此至美之事也。前未有與朕言者。遂詔漢地河西儒戶徭役悉除之、無所與。

これによれば、高智耀はモンケ皇帝に儒人の政治的有用性とその養成の必要性を説き、爲に儒人の徭役は免除すべきであると奏陳し、遂に漢地、河西儒戶の徭役免除聖旨を得たとされてある。元史本伝の

詔復海内儒士徭役、無有所與。

とある記事は右割注の「詔し、漢地河西儒戶の徭役は、悉く之を除き、與る所無からしむ」とあるのを言い換

えたもので、海内儒士とは漢地、河西の即ち当時のモンゴル支配下にあった全ての儒士ということになる。

この事について杉山氏は秀才免差發条割注の高智耀事蹟の分析作業中の一節で「(高智耀は)モンケが即位すると、早速、儒人免役の再認可のためにカラ・コルム方面へ北上した。モンゴルでは、新帝が即位すると、従来の各種発令は無効となり、再発行を要することをよく知っていたわけである。その結果、漢地もあわせて儒人免役となった、とする。これは、モンケ二年(一二五二)の壬子年籍で儒戶は別籍とされたことに対応する」と述べて、この漢地河西儒人徭役免除は一二五二年壬子年とする。筆者もこの漢地河西儒人徭役免除は一二五二年壬子年と認める²³⁾。ところで漢地と河西の儒人戸を対象にした場合、漢地が主で河西が従であることは言うまでもない。杉山氏はそれ故漢地の分まで高智耀の力であったか否かは慎重に検討する要があるとする。

高智耀は元史本伝によれば、

(世祖)鑄印授之。命凡免役儒戶、皆從之給公文、爲左駟。

とある如く、後年世祖クビライ汗に符印をあたえられて、漢地、河西のあらゆる儒戶を管轄下に置き、免役儒戶たるの公文憑を發給することとなった。また続けて

時准蜀士遭俘虜者、皆沒爲奴。(高)智耀奏言「以儒爲驅、古無有也。陛下方以古道爲治、宜除之、以風厲天下」帝然之。即拜翰林學士。命循行郡縣、區別之。得數千人。

とある如く²⁴⁾、時に准、蜀の士の虜えられて驅奴となる者が多かったが、彼は聖旨を得てその解放に努めた結果、幾んど三、四千人の儒人驅奴解放に成功した。この時の聖旨が通制條格につけられてある²⁵⁾。

鶏兒年四月十五日、欽奉聖旨節該。據高秀才奏告「已前の聖旨『眞箇の和尚先生秀才、不揀誰討虜要來的、休做主者』道有。聖旨既有。如今秀才每根底、却做主有。更與贖的価、要出來、麼道道呵。不教出來有」奏過的上頭。「如今眞箇秀才每有呵、根脚裏買來的、依元価出來者」聖旨這般省論了呵。「眞箇秀才每根底、那般贖的価與了、出來的時節、不揀是誰、休奪者。當者」。更這般高秀才等「有聖旨」麼道、沒體例、不是秀才的人「秀才」麼道、影占來呵。他每不怕那。無罪過那甚麼。欽此。鶏兒年(中統二年)四月十五日に欽奉せる聖旨の節該にいふ。據けたる高(智耀)秀才の奏告にいふ。「已前の聖旨にいふ。『眞箇の和尚、先生、秀才は誰が討虜して要り來れる的なるかを揀はず、主と

做る休者』と道ふ有り。聖旨既に有り。如今秀才毎に根底て却た主と做る有り。（その秀才らに対して）更めて贖の価を與へて、要め出し來れり、麼道道って呵、出し來ら教めざる有り」と奏せ過の上頭に、「如今眞箇の秀才毎有ら呵、根脚裏買ひ來る的には、元価に依って出し來らしめ者（引き渡せ）」と聖旨に這般に省論し了へたる呵、「眞箇の秀才毎に根底て、那般に贖の価を與へ了り、出し來るの時節に、誰是かを揀はず、奪ふ（妨げる）休者。當てしめ（わたせ）者」。更に這般に高秀才等が、聖旨が有る麼道って、體例が没いのに、秀才是らざるの人を秀才である、麼道って、影占し來ら呵、他毎（高秀才ら）は怕れずして那（甚麼）。罪過無くして那れ甚麼か、とある。此を欽む。

註

- 22) 蔡美彪再録の元代白話碑集録にはコタン（關端、庫德）太子令旨が四例つけられてある。一二四三～七年のもので何れも陝西鄜縣草堂寺に与えられたものである。
- 23) 大島立子「元代の儒戸について」（中島敏先生古稀記念論集、下巻）によれば、儒戸が戸籍制度上確立するのは一二五二年壬子年籍の成立時であるという。
- 24) 後文に続けて「貴臣或言其詭濫。帝詰之。對曰『士、譬則金也。金色有淺深。謂之非金不可。才藝有淺深。謂之非士亦不可』帝悅。更寵賚之」とある如く、その職權乱用振りには目に余るものがあつたらしい。
- 25) これに対応する記事が元史世祖本紀一中統二年四月丙午条に「詔、軍中所俘儒士、聽贖爲民」とある。またこの間の事情については、拙稿「金末元初における士人の転変」（日野開三郎頌寿記念論集）を参照せられたい。

五 壬子年秀才免差發聖旨

本章では第三、四章の考察結果を利用して、高智耀がモンゲ汗即位後間もなく北上、奏陳して得られた漢地河西儒人戸免差發聖旨の發布年をモンゲ汗第二年、壬子年、一二五二年と推定する。

エケ・モンゴル時代の代表的括戸は、オゴタイ汗の乙未年（一二三五年）とモンゲ汗の壬子年（一二五二年）のもので、これらによって成立した戸籍をそれぞれ乙未、壬子年籍と呼ぶ。モンゲ汗の壬子年括戸は皇帝権力伸張策の一環であつて、その目的は①乙未年籍

大數目戸の逃散、影庇戸再把握と②戸計分揀（選り分け）による戸籍再整理とであつた²⁶⁾。この時儒人戸もその対象とされたことは、元典章一七戸部、籍冊門、戸口條畫の一子条に「上略、或は本と是れ儒人なるも、壬子年に、別作の名色にて附籍せられ、云々」とあるによつて認められる。モンゲ新体制が成立し、壬子年大括戸が実施された。これを高智耀の北上、奏陳更には元史一三四月合乃傳と併せ見れば²⁷⁾、漢地河西儒人戸免差發聖旨發布は壬子年とみなすのが妥当ではあるまいか。

この漢地河西儒人戸免差發聖旨こそは王惲の定奪儒人戸差發事状に

已前聖旨裏。如今咱每的聖旨裏。中略。漢兒人河西秀才毎、不揀甚麼差發、休着。秀才の功業習者。とある「已前聖旨」「如今咱每的聖旨」、また廟學典禮一秀才免差發条に

咱每的聖旨裏。中略。漢兒河西秀才毎、不揀甚麼差發徭役、不教當者。秀才の功業習學者、説來的聖旨體例裏、云々。

とある「咱每的聖旨」「説來的聖旨體例」に外ならない。今後これを壬子年秀才免差發聖旨とよぶ。

壬子年の抄數戸計即ち壬子括戸に伴つて儒人の分揀附籍が後述の如く行われたが、同時に儒人免差が打ち出された。それはオングート人馬月合乃（王惲の中堂事記には馬月忽乃）によるものであつた。元史一三四月合乃傳によれば

歲壬子、料民丁於中原。凡業儒者通一經、即不同編戸。著爲令甲。儒人免丁者、實月合乃始也。

とあつて、一二五二年壬子年に馬月合乃は民丁を中原に料り、凡そ儒を業とする者は試験して一經に通じれば編戸に同じくせず²⁸⁾、別籍して免丁とし、この旨を法令として布告したが、儒人の免丁は実に馬月合乃が始めたという。民丁を料るとは編戸の民の丁役を按配することと考えられ²⁹⁾、儒人がこれと同じくせられずして免丁とされるとは免民丁即ち免丁役されるの意であろう。馬月合乃は一二五一年モンゲ汗が即位して斷事官ト只兒らを燕京等處（行尚書省）斷事官に任じて漢地統治に当らせるや、本伝に「命じてト只兒の斷事官の事を賛けしむ。燕故城を以て治所と爲す」とある如く、その補佐官に任ぜられているから、直ちに漢地の民戸丁役を計り、併せて儒人の試験による分別、編籍、免丁役（免差發）を布告したのである。この布告が大汗命令即ちモンゲ汗聖旨であつたことはいふまでもない。そしてこの聖旨こそは王惲の定奪儒人戸差發事状にいう「已前聖旨」「如今咱每的聖旨」、廟學典禮一秀才免差發条にいう「咱每的聖旨」「説來的聖旨體例」

に外ならないであろう。この免差はもとより馬月合乃或はその上官たる燕京行省斷事官が独断で行ったことではなく、「儒人免丁者月合乃始也」はモンゲ汗聖旨の発布、奉戴、施行に馬月合乃の与るところが多であったことを表明したものであろう。

ここで注目すべきことは、儒の免丁役が馬月合乃に始まる即ち一二五二年壬子年に始まる、ということである。業儒とは儒を業とする、儒学を業とすることを言い、挙子業、進士業に同じである。当時は科挙は行われていないが、儒人選試が郷試相当のものとされてあった。試通一經にして郷試合格相当とされ、秀才と呼ばれて一般民戸と別たれ、儒人籍につけられて、丁役を免除されたということは「漢児河西の秀才らが甚摩な差發にもあてられず、秀才の功業を習學する」ことに外ならない。従って凡そ儒を業とするものは改めて壬子年に選試され、試通一經にしてはじめて儒人籍につけられ、丁役を免除されたのである。それならば戊戌選試以来の儒人戸免差發の既得権は如何なっていたのであろうか。また免差の対象は丁なのか戸なのか、このような新しい疑問が発生する。この事については第七章で検討することとし、次章では本章の結果を踏まえて羊児年聖旨の年次を考察する。

註

- 26) 愛宕松男「蒙古人政權治下の漢地における版籍の問題」(愛宕松男東洋史学論集四、元朝史) 参照。
- 27) 百納本元史一三四月合乃傳には馬月合乃に作るが、中華書局本には馬月合乃に訂正する。これに従う。馬月合乃は王惲の中堂事記、中統二年五月八日条に「八日己巳、對問前行部尚書馬月忽乃事」とあり、同右、九日条に「九日庚午、推問馬月忽乃事」とあり、同右七月二十九日条に「二十九日己丑申刻、丞相史公臥閣中。前行部(尚書)馬月忽乃來謁。辭不見曰、若公務當於都省相見」とある馬月忽乃と同一人物である。馬月合乃は中統二年五月前省官の一員として糾弾、罷免されたと見られる。このことについては不分明ではあるが、拙稿「元朝中書省の成立」(東洋史研究二五の三)第二章を参照せられたい。
- 28) 業儒については拙稿「宋元時代の儒士」(愛媛大学人文学会創立十五周年記念論集)を参照せられたい。
- 29) 高橋芳郎氏は「宋代の士人身分について」(史林六九の三、56~7頁)において群書考索後集二八、士門、学法類の諸条にみえる免丁、免身丁を紹介し「以上の諸例に言う身丁とは、身丁錢ではなく丁役である」と述べ、文献通考四六學校考七郡国郷党之

学、政和七年条を引いて「身丁とは身丁の役に外ならない」と論証する。

六 羊児年秀才免差發聖旨の年次と意義

前章の考察の結果、廟學典札一秀才免差發条につけられた羊児年秀才免差發聖旨に先行する聖旨が、同条にいう「咱每的聖旨…説來的聖旨體例」、王惲の定奪儒戸差發事状に見える「已前聖旨」「如今咱每的聖旨」であり、その発布年が壬子年一二五二年であることが認められたとすれば、この羊児年は一二四七年ではなく、一二五九年己未年とすべきである。

モンゲ汗の一二五九年己未年秀才免差發聖旨は、第二章に既述の如く、河西秀才のみを対象にしたものである。そのことは却って何故河西儒戸だけなのか、或はまた何故河西儒戸対象のものが浙東道提學司に利用されたのかという疑問を生む。その理由は判然としませんが、以下若干の推測を試みる。

壬子年秀才免差發聖旨は漢児たと河西秀才たとを問わず、モンゴル支配下の全儒人を対象とする普遍的聖旨であり、一二五九年羊児年聖旨は河西秀才だけを対象にする分派的、地域的、限定的聖旨であり、聖旨條畫といいながら執把聖旨の色合いを有っている。当時漢地の儒人免差にはさしたる問題が恐らくは存在せず、他方河西儒人の免差特権は危機に直面していた可能性がある。それはモンゲ汗が南宋を親征中で、モンゴル軍の主攻面が四川であったことと無関係ではあるまい。河西は当時モンゴル軍の諸般の収奪とりわけ站役を主とする収奪に直面していた可能性が濃厚で、羊児年聖旨はかかる収奪から河西儒人を救うという限定的特殊目的のために発布されたものと推測されるのである。

翻って至元十六年当時の江南の情勢を見ると、同年正月宋室が崖山に滅んでいる。至元十三年正月の臨安開城以後三年抗戦が続いたが、大勢は臨安開城時に決しており、モンゴルの江南経営はこの時点から始まっていると見てよい。そしてモンゴルの新領土経営は駅站的整備から始まるとみて大過ない。站役は富裕戸にかけられる。そして至正集59郭公墓志に

吾郷(湯陰)巨室不乏儒。

とあるように、儒士が金元交替期に大打撃を受けた漢地の湯陰(彰徳路の管域)でさえ富裕戸中に儒士を含むものが多かったとすれば、江南の富裕戸中にはなおさらであったと見てよい。この種富裕戸中には站役をかけられるものが多く、且つ儒士を含む家が多かったとすれば³⁰⁾、同じ免差聖旨なら、儒人免差の一般的聖旨よりも、たとえ地域的限定的な特殊聖旨であっても、

站役乃至站役関連差役免除を謳ったものの方が効果的であるという計算が士人層に働いたのではあるまいか。つまり壬子年聖旨も含む羊兒年聖旨の方が有効と儒士の保護者たる浙東道提學司は判断して、儒士層の站役乃至站役関連差役免除を（浙東道）宣慰司に願い出たのではあるまいか。壬子年聖旨ではなく羊兒年聖旨の利用された理由は、このように考えたときにはじめて理解が行くやに思われる。

永楽大典一九四一七站赤二に

（至元）十三年正月十五日、諸站都統領使司言、伏自大元立国以來、軍站戸爲重。至元七年、上命設立本司、掌管漢站。中略。乞更官署之名。省部行移翰林院、擬改爲通政院。中略。十八日、都省命降鑄印信、改立通政院訖。

（至元）十三年正月十五日諸站都統領使司言ふ、伏して（おもんみるに）大元国を立てて自り以來、軍站を重しと爲す。至元七年、上命じて本司を設立し、漢站を掌管せしむ。中略。官署の名を更めんと乞ふ。省部より翰林院に行移し、擬して改めて通政院と爲す。中略。十八日、都省は命じて印信を降鑄せしめ、改めて通政院を立て訖ぬ。

とある如く、元朝は国初より軍と站とを重事とし、兵部管下の諸站都統領使司をして漢站を掌管せしめてきたが、南宋征服を目前にしてこれを従二品の独立衙門通政院に昇格させた³¹⁾。これは江南諸站の展開設置と無関係ではあるまい。そして同右、至元十七年条によれば、至元十七年に早くも大江南北諸站の消乏とその善後策が講ぜられているが、このことは遅くともその前年までに大江南北諸站が一応の整備をみたことを物語っている³²⁾。南宋征服前後の繁忙期に設立された数多の政治、軍事上の機関に往返する使臣、移動する軍官等に諸站と站戸は消乏させられたのであろう。このような状況下にあつては未だ儒人戸の認定も不十分なまま³³⁾、儒人層の站役免除のために浙東道提學司がえて羊兒年聖旨を利用した可能性は高いと思われる。

註

30) 江南の儒士の家が站役に当てられることは、さまざま珍しいことではなかったようである。滋溪文稿一九元故鄱陽程君墓志銘によれば程傑の家は進士を出したこともある儒士の家であり、祖父萬里は家塾を傳り、父在は郷貢進士となったが仕えず、傑本人も家業の儒学を維持して二子を教育した。長男の与権は傑の亡くなった時大都儒学録であつた。この程氏は江南の典型的儒士の家と称してよいが、「有司以其家著版駅伝。内付之初、教令未洽。吏旁縁爲姦。

其家困苦弗能支。転徙江淮。君既長、奉親還郷里。身任戸役而無所欠」とある如く、宋元交替期に站戸に充当されている。また師山文集七洪本一先生墓志銘によれば、師山先生鄭玉の友洪本一は儒先生であつたが、その家は站戸に当てられたという。すなわち「（洪）本一家尚裕。延師開義学、以教郷人子弟。先世占籍水站中、疲於差役。有所需、本一輒售田園以供。自是日就貧困」とある如くである。

31) 羽田亨「元朝駅伝雑考」（羽田博士史学論文集上巻）四章「駅站の管理」を参照。

32) 永楽大典一九四一七站赤によれば、既に至元十七、八年に大江南北諸站の消乏とその善後策が問題にされている。

①是年（至元十七年）春、江淮行省言、各處安置水陸站赤、運送使臣。事干軍情急務則給馬。緩者乘舟。却有毆逼站官。必須馳駟者往々損斃鋪馬、失誤站赤。中略。今後擬令本省宣使人員無問緩急、止従水駅來往。中略。都省劄付。通政院呈。擬水程八十里増立一站、依例撥戸、官支口糧、和買船隻。各馬站斟酌存留馬匹、以備劇務走通。下略。

②（至元十七年）七月十二日、中書參政耿仁尚書阿里等奏白、宣慰言、大江南北各站多有消乏。

③（至元十八年四月）二十三日、中書參知政事阿里奏、江南省臺按察司宣慰司路府官署、但凡遣使就給鋪馬筭子、又使臣不食猪肉魚雁鷺鴨等、必須羊肉。江南羊価毎口計鈔七八十貫、実害站赤。奉旨即移文省諭、毋令出給鋪馬筭子。使臣到館、有猪肉則与之。無則与飯、其地必多魚、亦可与之。無則亦不必与。至如羊肉鷺鴨飛禽等、不得与之。此二事速令截日罷去。

これらの例から明らかな如く、大江南北の諸站は鋪馬の損斃、補充、水站の増設、或は高価な食事の提供に苦しんでいる。

33) 江南儒人戸の登録、附籍は至元十四年浙西道のそれを嚆矢とするという。片山共夫「元代の士人について」九州大学文学部東洋史研究室編 1983・中国史シンポジウム、元明清期における國家“支配”と民衆の再検討—“支配”の中国的特質—を参照せられたい。

七 差發免除の対象と免差内容

本章では儒の差發免除は儒士個人を対象にするのか或いは儒の家すなわち儒戸を対象にするのかという免差対象の問題を検討する。順序として儒人免差の最初の聖旨である一二三七年丁酉年聖旨から取り上げることにする。

[一二三七年丁酉年聖旨]

丁酉年選試儒人免差發聖旨には免差特権を与えられたのが儒士本身なのか儒の家たる儒戸なのか明言していない。ところが儒戸の免差發を論じた王惲の定奪儒戸差發事状（一二七六年至元十三年）には丁酉年当時は全戸免除といている。

定奪儒戸差發事状については第三章に分析したところであるが、その箇条書き④のイに「元籍に附けられ、且つ（この度至元十三年の）試中儒人戸の場合は戸下の餘丁が就試していなくても、丁酉年選試儒人聖旨體例に照依して本の戸の差發を全免してほしい」とあることから明らかなように、丁酉年選試儒人免差聖旨に言う免差は丁対象ではなく戸対象であり、従って翌戊戌年の選試に合格して儒士と認定されその戸が儒籍につけられた戸は全免差發であったと認められる。このことを至元十三年を基点にして言えば、当時の儒人免差は丁対象で戸対象ではなかったことになる。儒戸が全免差發であったなら敢えて丁酉年選試儒人聖旨體例を引く必要はない筈だからである。

戊戌選試によって全免差發とされた儒戸数は元史太宗本紀九年八月条と同一四六耶律楚材伝によれば、選試合格者四千三十人とあるから四千戸前後ということになる。漢地の元籍（儒戸）とはこの最初の儒戸籍編成時に登録著籍された戸を言うのであろう。なお元籍儒戸が差發全免であったことについては秋澗文集三九睢州儀封縣創建廟學記に

我國家以神武戡定區宇。至戊戌間、生聚甫集。首闢猷設科、擢賢雋、復戸役。

とあって、戊戌に選せられた者は戸役を復されたこととあることや、また静修文集一七処士寇君墓表によれば

中書令耶律楚材奏疏、遣使分諸道、設科選士。中者復其家終身。捃疏通者、補郡縣詳議。

とあって、耶律楚材の奏疏によって選試された者はその家を復すること終身とあるのや、また黙庵集五石峰府君行状にも

戊戌、朝廷設科取士。中者復其家終身。

とあるによっても確かめられるが、後二者によれば免差は永代ではなく、中選者の終身までである。

丁酉年聖旨によって戊戌選試の中選者が本身だけでなく、その戸も免差とされたことは聖旨の内容にみて不思議なことではない。すなわち廟學典札一選試儒人免差条に「其の中選の儒人は各おのの住む處の達嚕噶齊、管民官と一同に公事を商量して勾當せ者。隨後に先降の條理に照依して挙場を開闢し、精選して入仕せしめなば、続いて朝命を聴すならん」とあって、中選儒人はダルガチや管民官の行政に参画し、便宜上「詳

議官」とか「参議官」と呼ばれた臨時的ポスト（今日風に言えば顧問乃至嘱託）について、勾當したのである。しかも後日科挙が実施されて合格入仕が許されれば正規の官僚に登用されるであろう、と約束された如く、科挙の郷試合格者即ち舉人に相当する官僚候補者として扱われている。彼らは官僚身分にあると見なして大過ない。従って身役はもとより戸役もまた免除されてよいのである。この身分特権は当時の漢人としては破格のものであったと見てよいであろう。

[一二五二年壬子年秀才免差發聖旨]

既述の如く、壬子年の秀才免差發聖旨は漢兒河西秀才の差發免除を保証したが、それは元史一三四月合乃伝に「歳壬子、民丁を中原に料る。凡そ儒を業とする者は試して一經に通ずれば、即ち編戸に同じくせず、著けて令甲と為す。儒人の免丁者実に月合乃始むる也」とある如く、丁対象であった。敢えて免丁と言うからには、表現の正確、適切を期したに違いあるまい。この壬子年免差發について、先に紹介した如く、元史の高智耀伝には「詔して海内儒士の徭役を復し、与る所有る無からしむ」として儒士身役免除と受け取れる表現をし、廟學典札一秀才免差發条の割注には「詔して漢地河西儒戸の徭役は悉く之を除き、与る所無からしむ」として儒戸役免差と受け取れる言い方をしている。これは元史高智耀伝を正確としてよいであろう。

ところで差發の内容について、廟學典札一秀才免差發条によれば、壬子年聖旨と羊兒年聖旨とを続けて引用して次の如く言う。

漢兒河西秀才毎、不揀甚麼差發徭役、不教當者。秀才的功業習學者、説來的聖旨體例裏、（以上壬子年聖旨。以下羊兒年聖旨）這的每河西田地裏住坐的高智耀爲頭兒秀才毎、執把行打的聖旨與了也。這秀才毎鋪馬祇應休拿者。地產物業、不揀他每是甚麼休爭奪。無體例的氣力休教到者。

この差發徭役の解釈に当たって、漢兒、河西秀才らの免除されたのは差發と徭役の両事とする解釈と差發徭役（差發＝差役＝徭役）の一事とする解釈とが両立するが、筆者は後者と解している。その理由は差發徭役の内容がそれに対応する後文に鋪馬祇應とあって、雑泛差役に外ならないからである³⁴⁾。

ところでこれまでの考察で、体制刷新を目指す憲宗モンケ汗の強固な意思によって戸対象全免とされた丁酉年以後の特権が一挙丁対象に縮減されたのは紛れないとすると、残されてあった秀才免差發条に言う「已前的聖旨」の問題に立ち歸らねばならない。すなわち一二五二年、壬子年聖旨によって「已前的聖旨、如今也罷了者」と否定された聖旨は戸対象免差を謳った丁

西年選試儒人免差發聖旨と見做すのが妥当であろう。さてそうすると、高智耀の壬子年における北上奏陳は、恐らくは丁対象免差から、戸対象免差への復帰運動であった可能性が強くなる。

[クビライ汗中統二年欽奉聖旨]

王憚の定奪儒戸差發事状によれば

中統二年欽奉聖旨節該。已前聖旨裏。如今咱每的聖旨裏。和尚、也里可温、先生、蒼失蠻體例、漢兒人河西秀才每、不揀甚麼差發、休着。秀才功業習者。欽此。

とあって、中統二年欽奉聖旨は一二五二年壬子年秀才免差發聖旨を引用することに依って、これを追認しており、従ってクビライ即位後もモンゲ汗以来の儒人行政の踏襲せられた事が認められる。然りとすれば中統二年時の免差も丁対象であったとみてよいであろう。

[クビライ汗中統四年と至元八年儒人戸分揀]

通制條格二戸令、至元八年三月（戸口條畫）条の一子条たる儒人戸計条によれば³⁵⁾

一儒人戸計。中統四年分揀過儒人内、今次再行保勘到委通文学、依舊免差。不通文学者、収係當差。中統四年不經分揀附籍漏籍儒人、或本是儒人、壬子年別作名色附籍、併戸頭身故子弟讀書文、高智耀取拾到驅儒、仰從實分揀、委通文学者、依例免差。不通文学者、収係當差外、諸色人戸下子弟讀書深通文学者、止免本身徭役。

一、儒人戸計。中統四年に分揀せ過儒人の内、今次再び保勘するを行ひ到る委に文学に通ぜざる者は、舊と依り差（役）を免じ、文学に通ぜざる者は、収係して差（役）に當つ。

中統四年に分揀附籍するを經ざるの漏籍儒人、或は本と是れ儒人なるも、壬子年に名色を別作せられて附籍せられし者、併びに戸頭が身故りて子弟の讀書して文（学に通ずるもの）、高智耀が取拾し到る驅儒は、仰せて實に従つて分揀し、委に文学に通ずる者は、例依り差を免ず。文学に通ぜざる者は、収係して差に當てるの外、諸色人戸下の子弟の讀書して深く文学に通ずる者は、止だ本身の差役を免ずるのみとす。

本条は至元八年時におけるあらゆる種類の儒人戸を一括掲載してそれらの免差であることを明示したものである。またこれによれば至元八年の儒人分揀、保勘に先立って中統四年にも儒人の分揀が行われたことを知るが、儒人と認定された者の免差対象が丁なのか戸なのかは判然としない。

至元八年の分揀に際しては、五類の儒人戸が認められた。

- ① 中統四年の分揀を経て儒人と認定されて儒戸籍につけられ、今次即ち至元八年保勘されて文学に通ずるとされた者
- ② 中統四年の分揀附籍を経ていない従つて漏籍の儒人。
- ③ 本とは儒人として儒戸籍に附籍せられていたが、壬子年籍編纂時に名色を別作せられて儒戸籍以外に附籍されていた者。
- ④ 戸頭が身故したけれども、子弟の讀書して文（学に通ずる者）。
- ⑤ 高智耀が取拾した驅儒の分揀せられて文学に通ずるとされた者。

これらはいづれも分揀を経て儒人と認定された家長乃至子弟を擁することによって、また従来の実績を併考せられて儒戸と認定されたものである。①は中統四年分揀と至元八年保勘との両壁を越えたものであるが、その多くは壬子年分揀附籍を経たものであろう。②は壬子年分揀附籍を経たか否かは分からないが、中統四年のそれを越えていない。従つて至元八年に保勘されるまで漏籍していたとされる者である。③は本と儒人であったが、壬子年に儒人戸名色に著けられず、別作名色に附籍せられた換言すれば壬子年以来儒人戸附籍の実績を有たない儒人戸である。④は戸頭が身故して儒戸資格を失う筈のところ、子弟が分揀せられたもの。⑤は中統二年以来、高智耀が奴隷身分に陥っていた者の中から取拾して儒人と認定したものである。これらはいづれも一類に立てられているところから見てそれぞれの数は少なくなかったと思われる。このうち③は壬子年以前に儒人戸であったものの壬子年儒人分揀の壁を越えられなかった者で壬子年の壁の高かったことを推想させる。②は中統四年の分揀附籍を経ず、壬子年分揀附籍を経ているか否かは判らぬものの、至元八年まで漏籍のままでも実質的には儒人戸であった気配が濃厚である。換言すれば戊戌選試以来の儒人戸であった可能性が濃厚である。このように見てくると、戊戌選試以来三十余年を経る中に、世代交代も手伝つて、実態が儒戸籍と乖離しかけた儒人戸が多かったと考えられる。②③④は大なり小なりこの類であると思われる。しかりとすれば一二七一年至元八年の戸口條畫は儒人戸に寛大というより恩典的とさえ言える法令と見なしてよい。

しかしながら免差の対象は判然としない。ただ末尾の記事に「諸色人戸下の子弟の讀書して深く文学に通ずる者は止だ本身の差役を免ずるのみとす」とあることから、儒戸以外の戸の子弟で丁対象差發を優免されたとすれば、儒戸にあっては戸対象優免の可能性があ

るという思考が浮かぶが、そうではあるまい。この項は儒士を含みながらも他戸籍（軍、民、匠、屯戸等）に著けられた戸が甚だ多い現実に対応した条項なのである³⁷⁾。つまり実質は儒の家でありながら、諸般の事情から儒戸籍につけられなかった戸が甚だ多い現実に即したものである。それ故、儒人戸免差役が戸対象であったか否かは本項からは云々し難いのである。なおこの至元八年の儒人保勘は王惲の定奪儒戸差役事状という至元八年欽奉聖旨に依ること確実で、本聖旨は分揀儒人聖旨に外ならない。

[至元十三年と同二十七年の儒人免差役]

元典章一七戸部、籍冊門、儒医抄数为定条によれば大徳五年二月、湖廣行省劄付。檢會到、至元二十七年八月初六日欽奉聖旨。抄数戸計。又准尚書省咨。議到抄数諸色戸計数内儒人戸計。議得、腹裏儒戸至元十三年試中者、止免一身差役。所據江南儒人、比及選試分揀定奪以來、將歸附之初元籍儒戸、於儒戸項下作數外、據已後續収儒戸、収係爲民。中略。省府相度、至元二十七年抄数籍定儒医戸計、擬合欽依除免雜泛差役外、據續収戸計、別無定奪。合下仰照驗施行。

大徳五年二月、湖廣行省の劄付にいふ。檢會し到るに、至元二十七年八月初六日に欽奉せる聖旨にいふ。「抄数戸計のこと」。又た准けたる尚書省の咨にいふ。「議し到る抄数諸色戸計数内の儒人戸計のこと。（このことについて）議し得たるに、腹裏の儒戸は至元十三年試中の者は、止だ一身の差役を免ずるのみとす。江南の儒人に所據いては、選試、分揀、定奪に及ぶ比ほより以來、歸附の初の元籍儒戸を、儒戸項下に數と作すの外、已後續収せる儒戸に據いては、収係して民と爲す。中略。省府が相度するに、至元二十七年の抄数にて籍定せる儒医戸計は、擬して合に欽依して雜泛差役を免除するの外、續収せる戸計に據いては、別に定奪無し」と。合下に仰せて照驗して施行せしむ。

とあって、次の二点が明らかとなる。①至元十三年選試の合格者は（免差聖旨によって）止だ本身の差役を免除するのみとされたこと。②至元二十七年八月六日戸計を抄数せよとの聖旨を欽奉した尚書省は、同年の抄数して籍定された儒医戸計も（免差聖旨に）欽依して、儒、医本身の雜泛差役を免ずるのみとする旨を諸行省に咨している³⁸⁾。至元十三年は臨安が開城して南宋が事実上滅んだ年で、漢人官僚の占領地大量派遣が目前の問題となった年でもある。従ってこの時の漢地のルールが江南に適用されるのは時間の問題であっ

た。果たせるかな南宋滅亡は十年後の江南儒人戸の免差対象は概ね左の如くである。

[至元二十四年儒戸免差役聖旨と至元二十五年秀才免差役聖旨]

順序が前項の一部と後先になったが、元典章三一礼部、儒学門、立儒学提舉司条によれば

至元二十四年閏二月、尚書省奏。在先爲設學校の事。於二月十五日奏奉聖旨。中略。一、儒戸免差事。議得、儒戸除迤北路分於十三年選試外、據迤南新附去處在籍儒戸、於内若有投充別項名色者、別無定奪。其餘籍内見有的儒戸、除納地稅商稅外、其餘一切差役並行蠲免。

至元二十四年閏二月、尚書省の奏にいふ。在先に學校を設くる的事の爲に。二月十五日に奏して奉ぜる聖旨にいふ。中略。一、儒戸免差の事。議し得たるに、儒戸は迤北路分は十三年に選試するを除くの外、迤南の新附去處の在籍儒戸に據いては、内に若し別項の名色に投充する者有らば、（そのものについては）別に定奪無し。其餘の籍内に見に有る有的儒戸は、地稅商稅を納むるを除くの外、其餘の一切の差役は並な蠲免するを行ふ。

とあって、至元二十四年の時点において南北の儒人戸は地稅に代表される稅糧、包銀、絲料等の賦稅及び商稅に代表される課程を除外して、其の余の一切の差役は並な蠲免されるという。これは一見したところ戸対象免差役と受け取れる。

次に同右、秀才免差役条によるに³⁹⁾

至元二十五年十一月 日、皇帝聖旨。據尚書省奏。江淮等處秀才、乞免雜泛差役事。准奏。今後在籍秀才、做買賣納商稅、種田納租稅。其餘一切雜泛差役並行蠲免。

至元二十五年十一月 日、皇帝の聖旨にいふ。據けたる尚書省の奏にいふ。江淮等の處の秀才は、乞ふ、雜泛差役を免ぜられん事を、と。奏を准す。今後在籍の秀才は、買賣を做さば商稅を納め、種田すれば租稅を納む。其餘の一切の雜泛差役は並な蠲免するを行ふ。

とあって、本条では雜泛差役を免除されるのは在籍戸籍の秀才と表現され、免差対象は儒人本身であるかに受け取れる。右兩条に言うところは同一内容に違いない。そしてその前後の至元十三年と同二十七年儒人免差役聖旨とが共に丁対象免差であることにて、至元二十四、二十五年の兩時点においても免差役は丁対象であったと見るべきであろう。

以上の検討を通して、一二五二年壬子年以後少なくとも至元二十七年（一二九〇年）までは、儒人戸免差

は、戸対象でなく、丁対象で、免差の内容は雑泛差發（雑泛差役）であったと認めてよいであろう。牆東類稿一二中大夫江東肅政廉訪使孫公墓志銘には

至元有詔。蠲免身役。

とあって、大まかな表現ではあるが、これを裏付けている。

[大徳三年江浙行省劄付と同五年湖廣行省劄付所引免差聖旨]

廟學典札六申明儒人課試条によれば

江浙等處行中書省大徳三年十一月劄付該。近據建徳路申。一等富戸、文学不通、計囑儒学官吏、買作儒戸、與免差役。中略。爲此移准中書省咨。照得、先准咨文。平江路申。中略。富豪上戸、詩書不通、偽作儒人入籍、除免差役、皆及下民。遍令逃竄。擬合聞奏、委官與廉訪司官一同試験。中選者免差。云々。

江浙等處行中書省の大徳三年十一月の劄付の該にいふ。近ごろ據けたる建徳路の申にいふ。一等の富戸、文学に通ぜざるに、儒学官吏に計囑して、儒戸と買作して、差役を與免せらる。中略。此が爲に移して准けたる中書省の咨にいふ。照得たるに、先に准けたる咨文に。平江路の申に。中略。富豪上戸、詩書に通ぜざるに、儒人と偽作して入籍し、差役を免除せらる。皆な下民に及び、遍令せられて逃竄す。擬して合に聞奏し、委ねられたる官が廉訪官と一緒に試験し、中選者は免差とすべし。云々。

とある如く、大徳年間に入っても儒人の差役免除は確認される。また先引の元典章戸部、籍冊門、儒医抄数爲定条によれば、大徳五年（一三〇一年）にも至元十三年の丁対象免差の聖旨が引かれてあるので、少なくともこの年までは儒人戸免差は、丁対象で、免差の対象は雑泛差發（雑泛差役）であったと認めてよいであろう。

註

34) 差發が差役、雑泛差役を指すことについては、拙稿「元代の税役用語差發について（下）」（愛媛大学法文学部論集文学科編二九）四章二節差發が差役を指す場合及び梅原郁「元代差役法小論」（東洋史研究二三の四）二章「宋・金から元への役法一雑泛差役のことなど」を参照せられたい。

35) 本条と略同文が元典章一七戸部、籍冊門、戸口條畫（至元八年三月）の一子条である儒人戸条につけられてあるが、こちらには「儒人戸計、中略、収係當差」の三十八字が脱落している。また「徭役」が

「雑（泛差）役」となっている。

36) 戸頭について。元典章一七戸部、籍冊門、戸口條畫の軍戸条に「称乙未壬子兩年別戸附籍或漏籍、如軍籍内有姓名者、依旧与戸頭貼戸当軍」とあり、また同右、災傷欠食供寫無籍戸名条に「参照、今後各處尚遇申告災傷或称欠食者、須要人戸供寫元籍戸名及見告ム名字、称説係是戸頭ム人子姪弟婿舅外甥、審問明白、方許受理」とあって、戸頭は戸籍筆頭人乃至戸代表者の謂であろう。

37) 儒の家はその態勢を維持し続けようと努める傾向が認められるが、元統元年進士録に著けられた漢人進士二十五名の出身戸種の内分は不明の六名を除き、儒戸は札樂戸一を含めても三名と意外に少なく、民戸三名、匠戸、屯戸各一名、軍戸十名である。拙稿「金末元初における士人の転変」（日野開三郎博士頌寿記念論集）

38) 雑泛差役について。安部健夫氏は「元代包銀制の考究」（元代史の研究所収）において元代の里正、主首、和雇、和買を「雑泛」に包含させず、明代のいわゆる「正役」に当たるものと見做すが、梅原郁氏はこれに賛意せず、「結論を言うと、元代の『雑泛差役』とは單にいろいろの差役ということで、里正。主首を正とみでの雑ではないだろう」（元代差役法小論、東洋史研究二三の四）という。この見解に従う。

39) 次条の「横枝兎休差發」には以下の如く同じ条文がつけられてある。至元二十五年十一月、行尚書省准尚書省咨該。奏過事内一件。秀才每做買賣呵與商稅者。種田與地稅者。其餘横枝兎（差發）不揀甚麼雜泛差發休與者、廢道聖旨。那般者。欽此。「雑泛差役」がこちらでは「雑泛差發」になっている。

八 儒人免差特権の廃止

一二三七年丁酉年以來儒人戸免差特権を保持し続けて来たこと上述の如くである。この特権は当初の戸対象から一二五二年壬子年に丁対象に縮小されはしたものの、至元年間を通して把持されてあり、さらに大徳年間に入っても同様であったと見なされる。ところが一三一二年皇慶元年事態は一転して儒人免差の特権は廃止されるに至った。元典章三一礼部、儒学門、儒人差役事条によれば

皇慶元年十月、行臺准御史臺咨。中略。吉州等路儒学教授司申。有儒戸李瀾等状告。州縣管民官司、將在籍儒戸差充里正主首等項差役消沮。咨請照詳。准此。呈奉中書省劄付。送據戸部呈。照得、至大四年三月十八日欽奉詔書内一款節該。民間和雇和買一切雜泛差役、除辺遠軍人并大都至上都自備首

思站戸外、其餘諸投下不以是何戸計、與民一体均当。應有執把除差聖旨懿旨令旨、所在官司就便拘収。欽此。除欽遵外。又照得、近承奉中書省劄付。呈奉省判。礼部呈。大都路申。儀鳳司関。至大四年十一月初三日、本司官帖班伴哥奏。大楽忽兒赤弦匠人每根底、今後和雇和買雜泛差役、你行文書、休着者、聖旨了也。欽此。照得、皇慶元年二月初十日、奏過事内一件、大楽忽兒赤等交除和雇和買雜泛差役者、廢道、帖班等奏了來。俺商量來、除辺遠軍人出征奥魯上都大都其間自備首思站赤外、不揀誰與民一体均当差役者、廢道詔書裏行來了、依先聖旨、交與民一体均当差役呵怎生、奏呵。那般者。廢道聖旨了也。欽此。已經行下各処、照会去訖。今承見奉、本部（礼部）議得、儒戸雜泛差役、擬合欽依、與民一体均当相應。具呈照詳。得此。仰依上施行。

皇慶元年十月、（江南）行臺が准けたる御史臺の咨にいふ。中略。吉州等路儒学教授司の申にいふ。有の儒戸李瀾等の状告にいふ。州縣管民官司は、在籍儒戸將里正、主首等の項の差役に差充して消沮せしむ。咨して請ふ、照詳せられんことを、と。此を准く。呈して奉ぜる中書省の劄付にいふ。送りて據けたる戸部の呈にいふ。照得するに、至大四年三月十八日に欽奉せる詔書内の一款の節該にいふ。民間の和雇和買、一切の雜泛差役は、辺遠軍人並びに大都より上都に至る（間の）自ら首思を備へたる站戸を除くの外、其餘の諸投下は是れ何んな戸計なるかを以はず、民と一体に均当せよ。應有ゆる執把除差の聖旨懿旨令旨は、所在の官司が就便に拘収せよ、と。此を欽しむ。欽遵するは除外。又た照得するに、近ごろ承奉せる中書省劄付にいふ。呈奉せる省判に。礼部の呈に。大都路の申に。儀鳳司の関に。至大四年十一月初三日に、本司官帖班伴哥の奏に。大楽の忽兒赤弦匠人毎に根底、今後和雇和買、雜泛差役は、你が文書を行れよ、（差役に）着ける休者、といふ聖旨了也。此を欽しむ。照得するに、皇慶元年二月初十日に、奏せ過事の内的一件に、大楽の忽兒赤等は、和雇和買雜泛差役を除か交め者廢道、帖班等が奏し了り來。俺われが商量し來、辺遠軍人の出征奥魯、上都大都其の間の自ら首思を備ふる站赤を除くの外、誰なるかを揀はず、民と一体に差役に均当せ者、廢道ふ詔書裏て行き來り了れり。先の聖旨に依つて、民と一体に差役に均当せしむれ呵怎生か、と奏したる呵。那般者、廢道ふ聖旨了也。此を欽む。已經に各処に行下して照会去訖んぬ。今承け

たる見奉に。本部（礼部）が議し得たるに、儒戸の雜泛差役は、擬して合に欽依して、民と一体に均当して相應し。具呈するなれば照詳せられんことを、と。此を得。仰せて上依り施行せしむ。

とあり、皇慶元年十月、吉州儒学司の申にもかかわらず、儒戸免差は御史臺の咨によって拒否されている。この御史臺の拒否は同年二月十日の大楽忽兒赤等の差役免除申請を拒否した先例并にその根拠として利用された「辺遠軍人の出征奥魯と大都上都間の自ら首思を備へ得る站赤を除くの外は、いかなる者も民とともに差役に均当せられる」という聖旨に基づいている。この拒否はまたこの聖旨によって「儒戸雜泛差役は、擬して合に欽依して民と共に均当して相應し」との帰結を得た礼部の呈案及びそれを得た中書省の劄付に従った判断でもある。しからば儒人免差役特権の廃止は皇慶元年二月十日以前ということになる。また大楽忽兒赤等の差役免除は前年の至大四年十一月三日の時点では認められてあったとすれば、儒人戸も同様であったと見てよいであろうから、免差特権の廃止は一三一一年至大四年十一月三日から翌皇慶元年二月十日にかけての間の事と見なしてよい。

一二三七年丁酉年以來の儒人免差特権は一三一一年乃至翌一二年を以て廃止され、儒人戸は一般民戸とともに雜泛差役に当てられることになった。その理由は目下のところ明白でない。中国社会の指導層であり、官吏予備軍たる知識人層に国初以來附与してきた特権を一挙に廃止することがいかなる意味を持つのか軽々に断ずることは控えねばならないが、この問題は士人研究の重要な課題として検討を続ける必要がある。太田弥一郎氏は徭役過重による一般民戸の窮乏化問題と絡む問題であろうとの示唆を与えているが⁴⁰⁾、問題はあるいはそれに止まらず、科挙の施行と何らかの関係があるように思われる。

註

- 40) 太田弥一郎「元代の儒戸と儒籍」東北大学東洋史論集五

むすび

エケ・モンゴル時代における儒人戸の差役（差發）免除の問題を中心に上述の検討を試みた。その結果をまとめると次の如くである。

モンゴルの儒人戸政策は金滅亡三年後、一二三七年丁酉年の選試儒人免差發聖旨発布に始まる。本聖旨は翌一二三八年戊戌年の儒人選試と中选儒人戸の戸籍編成、差發免除を約束すると共に、中選者を科挙の郷試

合格者扱いにする旨宣言したものであった。そして戊戌選試の結果、四千三十人（奴虜士人千人を含む）の合格者が儒人と認められ、中選儒人を出した戸は儒戸と認定されて儒戸籍につけられ、中選者本身の一代を限ってその戸の雑泛差發（雑泛差役）を免除された。すなわち差發免除の対象は個人ではなく、戸であり、儒戸は雑泛差發免除の特権を賦与されたのである。この儒戸が漢地の元籍儒戸と呼ばれたものと思われる。そして儒人認定試験たるいわゆる選試は科挙の郷試相当とされ、その故に中選者は差役を免除されたのである。当時の儒人戸はかなりの優遇を受けていたと考えてよい。

ところが憲宗モンケ汗が即位して、モンゴル帝国の体制が一新されたのを機に、戸対象の差發免除特権は一気に縮限されて、中選儒人本身の丁役のみの免除に限定された。すなわち儒人免差は丁対象とせられたの

である。それは一二五二年壬子年聖旨によるものであった。それに加えて選試のハードルが高めになった可能性が強い。

その後世祖クビライ汗期に入って儒人優遇の傾向が見られるようになったものの、この聖旨は選試乃至儒人戸分揀を機に、あるいは儒人戸対象の聖旨發布を機に繰り返し確認されながら、免差対象は遂に丁対象のままに推移した。そして成宗テムール汗期（及び武宗ハイシャン期）を経て仁宗アユルバリバトラ汗に至り、一三一一年至大四年十一月から翌皇慶元年二月にかけての間に廃止されるのである。その理由は明白でない。そしていづれが因でいづれが果であるか、一三一三年の科挙の施行と免差特権の廃止との間には何らかの関係があるようであるが、この問題については江南儒戸籍編成の問題と併せて後日の課題とする。